

神河町産後ケアのご案内

産後のお母さんが助産師等による専門的なケアを受け、
自宅で安心して育児ができるように支援する事業です。

対象者

産後1年以内(児の1歳の誕生日の前日まで)で
産後ケアを必要とする方

内 容

宿泊型

実施機関に
宿泊してケアを受ける

お母さんの心身の休息、
お母さんや赤ちゃんのケア、
育児指導、乳房マッサージ

通所型

実施機関に
通いでケアを受ける

お母さんや赤ちゃんのケア、
育児指導、乳房マッサージ

訪問型

助産師がご自宅に**訪問**し
ケアを受ける

授乳・育児指導、
乳房マッサージ

利用上限

	宿泊型	通所型	訪問型
回数	あわせて7日		5回

※宿泊型を利用される方は、「1泊2日」で「2日間」利用となります。

※利用回数の上限を超えての利用はできません。

自己負担額

	一般世帯	住民税非課税世帯/生活保護世帯
宿泊型 (1日単価)	2,000円	0円
通所型 (1時間単価)	300円	0円
訪問型 (1時間単価)	500円	0円

※自己負担額は、利用施設等の窓口で直接お支払いください。

利用方法

①

健康福祉課へ 問い合わせる

保健師が訪問等でお母さんや
お子さんのことについてお伺いし
ます。
※申請書の記入が必要です。

②

利用希望施設に 予約をする

利用決定後に利用希望施設に
利用日等を伝え、予約をお取
りください。

③

産後ケアを利用

自己負担額は直接医療機関
へお支払いください。

- ・体調が優れない等の理由で利用者本人の申請が難しい場合、ご家族等の代理人の申請も可能です。
- ・里帰りされる方で産後ケアの利用を検討される方は妊娠中に保健師へご相談ください。
- ・利用券到着まで、1週間程度かかりますが、利用を急がれる方は神河町すくすく子育て支援センター保健師へご相談ください。

持ち物

- ☐保険証
- ☐おむつ
- ☐おしりふき
- ☐ミルク

- ☐哺乳瓶・乳首
- ☐バスタオル・タオル(必要枚数は利用機関へ
お問い合わせください。)

など…

- ☐利用券
 - ☐母子健康手帳
 - ☐保険証
- ※利用時に必ず必要に
なります。



※その他、必要なものは利用機関へお問い合わせください。

注意事項

- ・実施機関によって、利用時間は異なります。
- ・利用券に記載された承認日数や時間数を超えた場合は実費負担となります。
- ・実施機関により、利用できる赤ちゃんの月齢が異なるため、ホームページの実施機関をご確認ください。
- ・予約の変更、キャンセルやエステ等のオプションサービスは自己負担額が発生する場合がありますので、予約した実施機関へご連絡ください。
- ・きょうだいの利用については、施設により受入れ状況が異なります。また、受け入れ可能な場合も別途利用料金が必要となります。

問い合わせ先



神河町すくすく子育て家庭センター 保健師
住所: 〒679-2414 神河町栗賀町630番地
電話番号: 0790-32-2421

実施機関等
詳しい内容は
神河町HPで
ご確認ください。

